

## たばこ税法取扱通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>(用語の意義)</p> <p>第1条 この通達において用いる次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p><u>(5) 租特令 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)をいう。</u></p> <p><u>(6) 租特規則 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)をいう。</u></p> <p>(7)～(15) (省略)</p> <p>(申告等の委任)</p> <p>第2条 たばこ税に関する諸種の申告、申請又は届出等の手続は、製造たばこ製造者等当該手続をすべき者からあらかじめ代理人を選任する旨の届出があつた場合には、その代理人が行って差し支えない。</p> <p>(注) たばこ税に関する税務代理等(税関に関するものを除く。)については、税理士法(昭和26年法律第237号)第52条《税理士業務の制限》の規定により<u>税理士又は税理士法人</u>以外の者はできないこととされていることに留意する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(外国籍船舶等に積み込む製造たばこに対する輸出免税)</p> <p>第33条 外国籍の船舶又は航空機に船用品又は機用品(関税法第2条第1項第9号又は第10号《定義》に規定する船用品又は機用品をいい、以下「船用品等」という。)として積み込まれる製造たばこについては、当該積込みを行う者が、輸出する目的で、製造たばこの製造場から移出するものとして法第14条《輸出免税》の規定を適用するものとする。ただし、外国籍の船舶又は航空機であっても日本人が当該船舶又は航空</p> | <p>(用語の意義)</p> <p>第1条 この通達において用いる次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5)～(13) (同左)</u></p> <p>(申告等の委任)</p> <p>第2条 たばこ税に関する諸種の申告、申請又は届出等の手続は、製造たばこ製造者等当該手続をすべき者からあらかじめ代理人を選任する旨の届出があつた場合には、その代理人が行って差し支えない。</p> <p>(注) たばこ税に関する税務代理等(税関に関するものを除く。)については、税理士法(昭和26年法律第237号)第52条《税理士業務の制限》の規定により<u>税理士</u>以外の者はできないこととされていることに留意する。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(外国籍船舶等に積み込む製造たばこに対する輸出免税)</p> <p>第33条 外国籍の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込まれる製造たばこについては、当該積込みを行う者が、輸出する目的で、製造たばこの製造場から移出するものとして法第14条《輸出免税》の規定を適用するものとする。ただし、外国籍の船舶又は航空機であっても日本人が当該船舶又は航空機の所有者との契約によって船体又は機体だけを賃借(いわゆる裸よう船等)し、日本人の船長、機長又は乗組</p> |

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>機の所有者との契約によって船体又は機体だけを賃借（いわゆる<u>裸用船等</u>）し、日本人の船長、機長又は乗組員を使用している場合等実質的に日本国籍を有する船舶又は航空機と同様に使用されていると認められる場合はこの限りでない。</p>  | <p>員を使用している場合等実質的に日本国籍を有する船舶又は航空機と同様に使用されていると認められる場合はこの限りでない。</p> |
| <p><u>（外航船等に積み込む製造たばこの免税）</u></p>  |   |
| <p>第35条 <u>租特法第88条の3第1項《外航船等に積み込む製造たばこの免税》に規定する外航船等に船用品等として積み込むために、製造場から移出する製造たばこについては法第14条《輸出免税》の規定が適用され、保税地域から引き取られる製造たばこについては輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）第12条《船用品又は機用品の積み込み等の場合の免税》の規定が適用されるのであるから留意する。</u></p> <p>2 <u>前項の「外航船等」の範囲は、関税法第23条第1項《船用品又は機用品の積み込み等》に規定する船舶又は航空機のうち、本邦の船舶又は航空機に限られるのであるから留意する。</u></p> <p>3 <u>租特令第45条の2第4項《酒類等の外航船等への積み込みの承認》の規定による表示を命ずる場合には、製造たばこの容器又は包装ごとの外装の見やすい箇所に容易に識別できるような方法によって、租特法第88条の3第1項の規定による承認に係る製造たばこである旨を明示させるものとする。</u></p> <p>4 <u>租特規則第36条第2項《外航船等に積み込む酒類等の免税手続》に規定する「法第88条の3第1項の承認を受けた事実を証する書類」には、令第7条《輸出明細書》の規定による輸出されたことを証する書類に、次の事項を付記したものが該当するものとして取り扱う。</u></p> <p><u>（1）租特法第88条の3第1項の規定による承認に係る承認年月日、承認番号、申請者の住所及び氏名又は名称並びに積み込みの指定</u></p> | <p>第35条 <u>削除</u></p>   |

| 改 正 後  | 改 正 前 |
|--|-------|
| <p><u>期間</u></p> <p>(2) <u>租特令第45条の2第3項後段の規定により指定期間の延長の承認を受けた場合は、(1)の事項のほか、当該延長承認に係る(1)の事項</u></p> <p><u>なお、輸出されたことを証する書類の税関長に対する交付申請に当たっては、租特法第88条の3第1項の規定による承認書を添付させる。</u></p> <p>5 <u>租特法第88条の3第1項の規定による承認を受けた者が製造たばこを外航船等に積み込む場合に、当該製造たばこが現存する期間中は、常時税関職員に提示できるように、当該外航船等内において船長等に直接保管させる。</u></p> <p>6 <u>租特令第45条の3第3項《酒類等の積換えの承認等》の規定による施封は、税関長が監視取締上必要と認めた場合に行うこととする。また、同条第4項の規定による残置の承認は、外航船等が外航船等でなくなった後短期間のうちに再び外航船等となることが确实と認められ、かつ、税関長において監視取締り上支障ないと認めるときに限り与えることとし、当該承認を与えたときは、残置する製造たばこに対して施封を行うこととする。</u></p> <p>7 <u>外航船等に積み込む製造たばこに対するたばこ税を免税することとしたものは、船用品等に限られている趣旨にかんがみ、免税措置の適用を受けて外航船等に積み込まれた製造たばこが、後日旅客又は乗組員等によって本邦に陸揚げ又は取卸しされることがないよう、あらかじめ関係者に十分説明しておく。</u></p> |       |